

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

## 文書提出命令申立書

2019(平成31)年1月10日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

申立人(原告)訴訟代理人

弁護士 佐藤博文  
外

申立人(原告)は、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

### 第1 文書の表示

- 1 甲A80号証～甲A180号証(南スーダン派遣施設隊日々報告第1600号～第1700号)の非開示(黒塗り)部分
- 2 甲A204号証(南スーダン派遣施設隊等の衛生状況(週間報告))の非開示(黒塗り)部分

### 第2 文書の趣旨

- 1 甲A80号証～甲A180号証

南スーダン派遣施設隊の活動報告を記した書面

2 甲A204号証

南スーダン派遣施設隊が医務室で受診した記録を記した書面

### 第3 文書の所持者

相手方（被告）

### 第4 証明すべき事実

南スーダンの現地情勢が事実上戦闘状態にあつて、単に派遣がPKO参加5原則を満たしておらず、自衛隊の活動が憲法9条に違反しているのみならず、派遣された自衛官が心身の危険にさらされ、精神疾患等になり得る環境にあったこと、そのような事実が家族にさえ説明されず、それによって原告の平和的生存権が侵害されていること、を明らかにする。

### 第5 取調べの必要性

#### 1 総論

本件訴訟における主要な争点は、①本件派遣がPKO参加5原則を満たしておらず、自衛隊の活動が憲法9条に違反していること、及び②派遣された自衛官が心身の危険にさらされ、あるいはそれが原因で精神疾患等になり得る環境にあり、かような実情が自衛官の家族にさえ知らされず、それによって原告の平和的生存権が侵害されていること、である。

そして、そのいずれの事実についても適切に判断するためには、本申立てで提出を求める文書(本件文書)の非開示部分の開示が必要不可欠であつて、本件文書の非開示部分の開示なくして本件訴訟の審理を尽くしたことにはなり得ない。

以下、詳述する。

2 ①本件派遣がP K O参加5原則を満たしておらず、自衛隊の活動が憲法9条に違反しているか否かを判断するにあたっては、本件文書の開示が必要不可欠であること

南スーダンの現地がどのような内戦状態にあったか、及び自衛隊がUNMISSの指揮下で如何なる活動を行っていたかは、本訴訟の最も核心的な内容（自衛隊の活動の憲法9条違反・P K O協力法違反）である。

すなわち、政府は2016年10月25日、南スーダンP K Oへの派遣期間を2017（平成29）年3月31日まで5カ月間延長するにあたり、「派遣継続に関する基本的な考え方」を発表し、その中で「P K O参加5原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における法的な意味における『武力紛争』が発生しているかであり、具体的には、『国家又は国家に準ずる組織の間で行なわれるものである戦闘行為』が発生しているかである。（これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。）」と述べながら、「南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者（紛争当事者）となり得る『国家に準ずる組織』は存在しておらず、当該事態は「戦闘行為」が発生したと評価し得るものではない。また、我が国における、法的な意味における『武力紛争』が発生したとは考えていない。」などと結論付けている。

しかし、この政府評価が正当であるか否か、すなわち「戦闘行為」が発生しているか否かの判断が正当であるか否かを判断するにあたっては、南スーダンの現地情勢についての情報が必要不可欠である。

そして、本件文書は、現地におけるその日々の情報を正確に記したものであり、南スーダンの現地情勢を知る上で唯一かつ最良のものである。

したがって、本件文書の非開示（黒塗り）部分の開示無くして、本件派遣が

P K O 参加 5 原則を満たしているのか、ひいては自衛隊の活動が憲法 9 条に違反しているか否かを判断することなど出来ないのである。

3 ②派遣された自衛官が、精神疾患になり得るような心身の危険にさらされた環境下にあったか否かを判断するにあたっては、本件文書の開示が必要不可欠であること

(1) 南スーダンに派遣された自衛官が、どのような危険な環境下であって、そのことが自衛官の家族にさえ知らされていないとしたなら、それは自衛官の家族をより不安に陥らせるものとなるのであって、自衛官の家族の、すなわち原告の、平和的生存権に対する侵害の中核となるものである。

すなわち、平和的生存権は、憲法 13 条の人格権とも有機的に結びつき、複合的に解釈されるものであり、個人の人格の中には「平和」への核心がある。原告の場合のそれは、自衛官である息子の命（より広く生命・自由を含む。）を守るということであり、さらには息子と同じ自衛官の命を守るということである。

原告の「平和」への核心は、原告にとって息子の命がなにより尊いことを前提とし、戦場に派遣されれば息子の命が危険にさらされるという恐怖感にある。戦場で、生命の危険と対峙するとき、そこには殺すか殺されるかという究極の選択に直面することが想定される。その息子の命を守るために、息子は他者の命を奪うことになるかもしれない。そこに思い至ったとき、原告は息子に命を奪われるであろう者の母にも思いを馳せる。そうして、原告の「誰の子どもも殺させない」という核心に結び付くのである。

原告は、何よりも息子の命を基調としつつも、他の自衛官あるいは現地の人々を含め、あらゆる命と等価値と考える。かかる核心は、戦争によるあらゆる暴力を否定するものであり、相互の信頼の中に生きることを自らの幸福とするものであり、原告の「平和」認識の核心的内容である。この確信は、

原告の人格的生存に欠くべからざる利益であり、原告の人格は、原告のこれまでの全生涯（憲法9条の平和主義の下で生きてきた）から導かれるものである。

(2) 平和的生存権を、このように憲法13条の人格権と結びつけて理解するならば、南スーダンの現地がどのような内戦状態にあったか、及び自衛隊がUNMISの指揮下で如何なる活動を行っていたかは、原告の平和的生存権が如何に侵害されたのかを判断する上で必要不可欠な要素である。

そして、本件文書内の南スーダン派遣施設隊日々報告は、現地におけるその日々の正確な記録であるから、上記南スーダンの現地がどのような内戦状態にあったか、及び自衛隊がUNMISの指揮下で如何なる活動を行っていたかを明らかにする上で、的確な証拠である。

ところが、原告が入手した南スーダン派遣施設隊日々報告には、氏名等個人情報と思われる部分のみならず、現地情勢を知る上で重要と思われる部分についても黒塗りによる非開示部分が多々見られる。

これら非開示部分の中には、原告が主張するとおり、厳しい現地情勢を反映した深刻な「戦闘」の実態や、さらには、自衛隊に付与された任務を超えた業務（治安業務や他国軍隊との連携など）がUNMIS司令部から出されたり、それに応じたりした活動などが記載されている可能性も高い。

とすれば、非開示（黒塗り）部分を開示させて、これを明らかにすることは、原告の主張立証上、必要不可欠である。

(3) また、南スーダンに派遣された自衛官が心身の危険にさらされた環境下であり、また、そのことにより精神疾患に罹患しうるような状況にあることが、自衛官の家族にさえ知らされていないとしたなら、それは自衛官の家族をより不安に陥らせるものであって、自衛官の家族の、原告の、平和的生存権に対する侵害の中核となるものである。

そして、本件文書内の南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告）

は、南スーダン派遣施設隊が医務室で受診した記録を記した書面であるので、南スーダンに派遣された自衛官が、精神疾患になり得るような心身の危険にさらされた環境下にあったか否かを判断する上で、的確な証拠である。

ところが、原告が入手した南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告）には、氏名等個人情報と思われる部分のみならず、現地が精神疾患になり得るような心身の危険にさらされた環境下であったか否かを判断する上で重要と思われる部分についても黒塗りによる非開示部分が多々見られる。

これら非開示部分の中には、事実上戦闘状態にある現地情勢の下で自衛官が心身の危険にさらされ、あるいはそれか原因で精神に変調を来したことを示すような事実が記載されている可能性が高い。

とすれば、本件文書の非開示（黒塗り）部分を開示させて、これを明らかにすることは、原告の主張立証上、必要不可欠と言える。

#### 4 本件文書の性質

(1) そもそも「日報」は、「全般活動計画」（甲A192）の末尾（別紙第10）の「報告区分」において、「日々報告」として義務づけられて作成されたものである。

しかも、「国際平和協力活動に関する研究及び教育訓練（国際活動教育隊・国際平和協力活動等派遣部隊）」に資することを目的とし、海外派遣活動の経験・教訓を積み重ねるために必要とされたものである。

従って、本質的に秘匿すべき内容の文書ではなく、今後の国際協力活動に対する共有財産たる性格を有する。

(2) しかも、いずれの文書についても、既に終了した任務についての開示であり、施設部隊は撤収しているのであるから、文書が開示されたことによって部隊員の生命身体の安全に危害を及ぼすおそれが生じることは考え難い。

UNMISSが公表していたことなどから考えても、文書の開示が将来の派遣活動に影響を与える可能性も極めて薄い。

5 小括

以上のことからすれば、上記文書の非開示部分の開示の必要性は優に認められ、開示によって生じる不利益は考え難く、立証責任の問題を考慮しても、被告が上記文書を開示しないことは不公正かつ不正義である。

**第6 文書提出義務の原因**

民訴法220条4号

以 上